

## 第 11 章 雑則

### (承諾の限界)

**第 57 条** 当社は、契約者から手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (書面等の提出等)

**第 57 条の 2** 契約者又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る契約の申込みをする者(承継等の手続きをする者を含みます。)は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法(電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。)により提出等を行うことができます。

### (利用に係る契約者の義務)

**第 58 条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 自営端末設備(移動無線装置に限ります。)を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災又は事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が貸与している(E)データチップに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(4) 当社が貸与している(E)データチップを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) インターネット接続サービスの利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

なお、別記 3 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(6) 特定電子メール法の規定に違反して電子メールを送信する行為を行わないこと。

(7) ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、第 12 条((E)データサービス利用権の譲渡)に規定するところにより、当社の承認を受けること。

(8) 当社が貸与している(E)データチップを業として貸与する場合には、その貸与を受けようとする者を特定する情報(氏名及び住所若しくは連絡先(当該(E)データチップに係る契約者識別番号を除きます。))又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地とします。)を確認すること。

**2** 契約者は、前項の規定に違反して当社が貸与している(E)データチップ及びびを亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (工事等の端末設備の持込み)

**第 59 条** 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備(移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。)、自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。))又は(E)データチップを当社が指定した期日までに当社が指定するサービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第 23 条（自営端末設備の接続）第 3 項若しくは第 24 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第 27 条（自営電気通信設備の接続）第 3 項若しくは第 28 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。

## 第 60 条 削除

### （契約者に係るパーソナルデータの利用）

**第 61 条** 当社は、契約者のパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下「契約者に係るパーソナルデータ」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

2（削除）

3（削除）

4 契約者に係るパーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

### （契約者に係るパーソナルデータの第三者提供）

**第 62 条** 契約者は、第 16 条（(E)データサービス契約者が行う(E)データサービス契約の解除）、第 17 条（当社が行う(E)データサービス契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現にソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者（携帯電話事業者及び BWA アクセスサービス事業者に限ります。）からの請求に基づき、契約者に係るパーソナルデータを当社が通知することに予め同意するものとします。

2 前項によるほか、当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係るパーソナルデータを提供する場合があります。

### （住民票取得の同意）

**第 62 条の 2** 契約者は、債権管理のために当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意するものとします。

### （注意喚起）

**第 62 条の 3** 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをいいます。）によりソフトバンクモバイル(E)データ通信サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

### （法令に関する事項等）

**第 63 条** ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、第 13 条（(E)データ

サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)、第 23 条 (自営端末設備の接続) から第 30 条 (自営電気通信設備の電波法に基づく検査) 及び第 51 条 (当社の維持責任) に定めるところによります。

**(電気通信サービスの休止及び廃止)**

**第 64 条** 当社は、電気通信サービスの全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止しようとする電気通信サービスを利用している契約者にそのことを通知します。ただし、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する電気通信サービスを休止又は廃止するときは、この限りではありません。

**(合意管轄)**

**第 65 条** 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**(準拠法)**

**第 66 条** この約款の準拠法は、日本法とします。